

特定非営利活動法人寺子屋方丈舎 教育訓練規定

非常勤（パート）雇用者

第1章 総則

第1条 （目的）この教育訓練規定は（以下「規定」という）は、特定非営利活動法人寺子屋方丈舎（以下、「会社」という。）の非常勤職員の職業能力の向上を目指した事項を定めるものとする。

第2条 （適用範囲）この規定の適用範囲は、特定非営利活動法人寺子屋方丈舎非常勤雇用者に適用する。

第2章 職業能力制度

第3条（職業能力評価制度）会社は業務請負の遂行に必要な職業能力を体系的に定め、会社が指定する労働者の保有する職業能力の評価を、計画的にジョブカードを活用して行う。

第3章 セルフ・キャリアドック制度

第4条（セルフ・キャリアドック制度）会社は従業員にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行う。

2、キャリアコンサルティングを受ける必要な経費については、会社が全額負担する。

第4章 教育訓練休暇制度

第5条 会社は非常勤雇用者が教育訓練を受講する場合に教育訓練休暇を付与する。

2、教育訓練休暇は、有給とし、1年間につき就業年数が5年未満の者は5日間、5年以上のものは10日間付与する

3、教育訓練休暇は、非常勤雇用者から自発的に自社の仕事に必要な職業能力の習得のための教育訓練を受講する旨の申し出があった場合付与する。

（教育訓練休暇制度の費用負担）

第6条 前条に該当する教育訓練制度を利用して、教育訓練を受講する者のうち、申し出のあった訓練内容によって会社で費用負担する。

2、前項以外の訓練の場合は、個人で負担する。

附 則

この規則は平成29年度5月16日に施行する。